

議長	副議長	事務局長	課長	主幹	補佐	係長	主査	係	永 10 ・ 5 ・ 1
[Redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	

原発事故による被災者への支援充実を求める意見書の提出を求める請願書

平成30年11月20日

日進市議会議長 近藤ひろき様

請願者 住所 [Redacted]  
氏名 坂田仲市 [Redacted]

吉田弥生 [Redacted]

紹介議員 舟橋よしえ [Redacted]  
白井えい子 [Redacted]

請願の趣旨

福島第一原発事故の翌2012年に、「原発事故子ども・被災者支援法（通称）」が超党派の議員提案によって制定された。その法案は被災者に寄り添った思いやりある「チェルノブイリ法」を手本にしている。しかし、支援法は自主避難者支援のあり方をまとめた理念法にとどまった。その後、1年2カ月経過して復興庁によつて定められた法律では、放射能が特に高い居住制限区域などの他は支援に関してほとんど見るところのない不完全なものである。そのため多数の被災者は経済的な困難の他精神的にも甚だしい苦労を強いられている。すべての被災者の健康と人権を取り戻すために、チェルノブイリ法を参考にして被災者への支援充実を国に対して求めてほしい。

請願項目

以下を踏まえた「原発事故による被災者への支援充実を求める意見書」を提出してください。

1. 福島第一原発事故を契機として空間線量の安全基準を20mSvとしたが、これは有害であり、本来の1mSvとすべきである。
2. 1mSvを超える地域を避難権利区域として被災者支援をしてほしい。
3. チェルノブイリ法を手本として被災者に寄り添った施策を進めてほしい。

請願 第 4 号
受付 平成30年11月20日
受付 平成30年11月20日
日進市議会事務局

## 理由

1986年4月26日に起きたチェルノブイリ原発事故によって生じた放射能から「被災者の生活と健康を世代を超えて国が守る」という趣旨でウクライナ、ベラルーシ、ロシアで「チェルノブイリ法」が制定された。

チェルノブイリ法の特徴は、被災者の対象が広く、支援の期間が長いことが挙げられる。さらに、その支援の内容は被災者の健康と人権を最大限尊重している。それによれば、空間線量が $1 \text{ mSv}$ を超える地域は移住選択区域に、さらに $5 \text{ mSv}$ を超える地域は強制移住区域としている。

そして、避難者には、移住先での雇用と住居の提供、引越し費用、喪失財産の補償がなされ、移住しなかった住民には、非汚染食料の配給と無料検診、薬の無料化が実施される。ウクライナ政府が被災者として認めた住民は213万人である。

それに対して、福島第一原発事故の翌2012年に、「原発事故子ども・被災者支援法（通称）」が超党派の議員提案で制定されたが、この法律は理念法にとどまり、翌年制定された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本の方針」は、被災者の期待に反して甚だしく不完全なものである。

以前から法律で規定されていた $1 \text{ mSv}$ という放射能の安全基準値が、福島第1原発事故の直後に、「原子力緊急事態宣言発令」によって、一挙に $20 \text{ mSv}$ に引き上げられた。そして、これに基づいて、避難区域の設定、除染の基準、避難区域の解除とそれに伴う帰還の要請などが行われている。職業人しか立ち入ることができない「放射線管理区域」は年換算 $5 \text{ mSv}$ である。それに対して子どもや乳児が $20 \text{ mSv}$ の中で日常的に飲食をし、寝起きして生活することは健康への害が異常に大きい。

被災者に対する支援は非常に不十分であり、避難者は慣れない土地での不自由な生活を強いられ、経済的に大きな負担をしている。特に自主避難者といわれる避難者は支援がほとんどなく過大な負担を強いられている。

さらに、避難者同士でも帰還する、しないの選択や避難しない人の中にも食品の产地にこだわる、こだわらないなど様々な原因で人間関係が分断されるなど精神的にも失意の人生を余儀なくされている。避難した人が、逃げたと言って非難されることや、避難先で、子どもがいじめに遭ったり、大人も嫌がらせを受けたとも聞いている。政府や自治体の被災者に対する支援の不十分さや対応の不適切も原因となっているのではないかと考える。

政府が推進した原発が引き起こした事故によって、何の責任もない市民が、人生も日々の生活も破壊され、言い知れない苦労を背負わせ、まともな支援をしないことはありえないことである。

チェルノブイリ法と同等あるいはそれ以上の支援をして、原発事故による被災者の生活と人間性を回復するために、政府に対して意見書を提出してください。

## 原発事故による被災者への支援充実を求める意見書（案）

チェルノブイリ法は、原発事故による被災者に対して、寄り添う対応を実施している。放射線量については、 $1 \text{ mSv}$ を超える地域は移住選択区域に、さらに $5 \text{ mSv}$ を超える地域は強制移住区域に指定している。

それに対して、福島第一原発事故による支援は、 $20 \text{ mSv}$ を事実上の安全基準として避難区域の設定、除染および帰還指示がされている。これでは被災者の健康と命を守る対応となっていない。被災者支援が甚だしく不完全である。

憲法に定めているように、すべての被災者は個人として尊重され、健康で文化的な生活を営む権利が保証されなければならない。

よって以下のように原発事故による被災者に対する支援充実を求める。

1. 被災者の判断基準とする放射能線量については、チェルノブイリ法を参考にし、 $1 \text{ mSv}$ を超える区域は移住選択区域に、 $5 \text{ mSv}$ を超える区域は強制避難区域とする。現状の原発から半径 $20 \text{ km}$ および一部の地域を強制避難区域とする指定を廃止する。
2. 避難者に対する支援を、現在のような強制避難者と自主避難者としないで、強制移住区域および移住選択区域の避難者として扱う。対象とする避難者は、福島県をはじめ東北地方および関東地方などの住民を差別なしに含むこと。
3. 避難者に対する支援は、住居の提供、避難先における雇用の確保、幼児の入園、高校の編入学の配慮、引越しの援助、喪失財産の補償などをする。それらの費用は国の負担とする。
4. 避難者、帰還者並びに放射線量が $1 \text{ mSv}$ を超える地域に居住している住民に対しては、健康維持のため、検診と医療を行う。診察・検査および治療、薬剤支給は医療施設の制限をせず、全国どこの施設でも自由に受けられるようにする。医療費・交通費その他はすべて国の負担とする。
5. 避難者に対する支援は期限を定めない。  
 $1 \text{ mSv}$ 以下となった場合に限り帰還を推奨することができる。その場合あるいは $1 \text{ mSv}$ を超えても避難者が帰還を希望する場合の住居の補修、片付け、清掃の支援、引越しの費用を国が負担する。
6.  $1 \text{ mSv}$ を超える地域に居住する $18$ 歳以下の希望する者に対しては、放射能からの健康回復のために、年に1回2週間程度の放射能のない地域への保養を国が費用を負担して行う。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日  
日進市議会

総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、復興大臣宛

[REDACTED]	伊藤 幸慶
[REDACTED]	城内 志津
[REDACTED]	羽佐田 美千代
[REDACTED]	マルナレ陽子
[REDACTED]	大熊 瞳子
[REDACTED]	清水 香子
[REDACTED]	高田 純生
[REDACTED]	中島 隆宏
[REDACTED]	林 かづみ
[REDACTED]	田中 保子
[REDACTED]	牛田 玉三郎
[REDACTED]	大沼 幸子
[REDACTED]	竹田 亮子